

議会議案第4－8号

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葉山町条例第200号）の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和4年11月30日提出

提出者	葉山町議会議員	土	佐	洋	子
賛成者	葉山町議会議員	飯	山	直	樹
同	上	中	村	和	雄
同	上	伊	藤	航	平
同	上	山	田	由	美
同	上	石	岡	実	成
同	上	金	崎	ひ	さ
同	上	鈴	木	道	子
同	上	荒	井	直	彦
同	上	笠	原	俊	一
同	上	窪	田	美	樹
同	上	近	藤	昇	一
同	上	伊	東	圭	介

提案理由

令和4年8月8日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘案し、議員の期末手当の支給率を改めるため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年葉山町条例第200号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

条例の概要

題名

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

令和4年8月8日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘案し、議員の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

現行		公布日施行	令和5年4月1日施行
6ヶ月期	2.15月	2.15月	2.20月
12ヶ月期	2.15月	2.25月	2.20月
年間計	4.3月	4.4月	4.4月

3 施行期日等

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとした。

【第1条】葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (R4.12.1 適用)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和 31 年 10 月 6 日条例第 200 号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和 31 年 10 月 6 日条例第 200 号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 215</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

【第2条】葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (R5.4.1 施行)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和 31 年 10 月 6 日条例第 200 号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 220</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和 31 年 10 月 6 日条例第 200 号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>